

解説



牛久市消防団では、
団員を募集しています！
詳しくは交通防災課まで
問 交通防災課 ☎内線1682、1683



私のまちの消防団



私たち第15分団は、常日頃より地域の安全・安心を考
えながら訓練活動を行って
います。その中で、災害時に
自分達が最前線に立ち、活
躍できる技術を得られるよ
う訓練を積み重ねています。



牛久市消防団第15(女化)分団

団員数：16人 平均年齢：36歳
分団長：谷津由久 部長：須賀健司



私たちが第15分団は、常日頃より地域の安全・安心を考
えながら訓練活動を行って
います。その中で、災害時に
自分達が最前線に立ち、活
躍できる技術を得られるよ
う訓練を積み重ねています。

協力をよろしく願っています。
最後に、私たち第15分団
は、日頃から年功序列関係
なく和気あいあいとした雰
囲気で活動しています。地
域の安全・安心に興味があ
る方はいつでも歓迎します
ので、ぜひ私たちと一緒に
活動しましょう。

主な活動内容は、毎
月1回、乾燥時期の冬
には2回、地域内の防
災パトロールを行った
り、地域の防災訓練に
参加して、地域の防災
力向上を図っています。
今後とも、より一層
地域の安全・安心を考
えて活動していきますの
で、地域の皆さんにはご

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

- ① 契約が成立するのはいつ？
- A ピザを電話で注文、店がOKした時。
B ピザが届いて代金を支払った時。
C ピザを食べた時。
- ② クーリング・オフできるのはどれ？
- A デパートで買ったコート。
B テレビショッピングで買った羽布団。
C 7日前、訪問販売で契約した塗装工事。
- ③ クーリング・オフ通知の方法で確実なのはどれ？
- A 契約直後に電話で申し出た。
B 8日以内にハガキを簡易書留で送付した。
C 通知はしなかったけれど商品の受け取りは断った。

① 正解 A
契約の成立はピザを注文し(申込み)、店がその注文を受けた(承諾)ときで、双方が契約に合意した時点です。一度成立した契約は原則、無条件でキャンセルできません！

② 正解 C
クーリング・オフは不意打ち性のある勧誘によつて結んだ契約を一定期間内なら無条件で解約できる制度です。Aは店頭、Bは通信販売で不意打ち性がないためクーリング・オフできません。

③ 正解 B
「特定商取引に関する法律」では、クーリング・オフは書面で行うものと定めています。クーリング・オフの通知を送った証拠を残すために、ハガキの両面をコピーして「簡易書留」で送付しましょう。